

これまでの特別職報酬等審議会の経緯

1 開催経緯

開催年度	開催回数	答申内容	備考
平成 14 年度 (2002)	1 回	月給 据え置き	附帯意見なし
		特別給 引上げ	
平成 15 年度 (2003)	1 回	月給 据え置き	附帯意見なし
		特別給 引下げ	
平成 19 年度 (2007)	4 回	月給 引上げ	附帯意見なし
		特別給 引上げ	
平成 21 年度 (2009)	8 回	月給 引下げ	「体系」・「水準」の考 え方の決定
		特別給 引下げ	
平成 22 年度 (2010)	2 回	月給 据え置き	附帯意見なし
		特別給 引下げ	
平成 27 年度 (2015)	4 回	月給 引上げ	諮問・答申の時期につ いての附帯意見あり
		特別給 引下げ	
令和 3 年度 (2021)	4 回	月給 引下げ	附帯意見 3 点あり (今回諮問事項)
		特別給 引上げ	

2 開催周期（概ね 5 年に一度）に係る審議経緯

①【平成 27 年度答申附帯意見】

本審議会では、次回の諮問・答申の時期についての議論も行った。委員間では概ね 5 年後が望ましいと共通の認識をしたが、著しい経済・社会情勢の変化があった場合にはその都度、諮問がなされ答申が行われるべきとの結論に至った。

○平成 27 年度審議会での主な意見

- ・国家公務員の期末勤勉手当や俸給表は、毎年度、人事委員会勧告で少しずつ見直されていくが、大きな改定は 4、5 年に一度来るのではないかと。毎年の変化を追っていくよりは、5 年おきくらいに見直すことにしてはどうか。

- ・議員の任期が4年と考えると、次の選挙の前くらいに次の4年間の報酬を決めても良いのではないかという議論もある。
- ・議会は解散することもあり、市長の任期とずれるなど、どのタイミングでというのを一義的に決めるのは非常に難しい。
- ・（例えば開催周期を5年ごとに決めたとして、）5年の間に経済状況の変化があるのは当然である。ずれが生じたとしても、市としてこの時点の部長級の給料がこうだからこうしました、という基本をしっかりとっていけばよいのではないか。

②【令和3年度答申附帯意見】

本審議会は概ね5年に1度開催され、直近1年だけの一般職の部長級年収額を基本に特別職の報酬等を決めていることから、その他の年次における社会経済情勢は反映されていない。この点について、本審議会の開催を5年に1度にするかどうかの妥当性を改めて検討する必要がある。特に、今回の新型コロナウイルス感染症の流行等、社会経済情勢に著しい変化が生ずるような場合には、柔軟な対応を図るべきである。

3 開催周期に関する市の考え

- ・平成13年度の合併以降、西東京市では1～2年おきに審議会への諮問を行っていたが、平成27年度答申で、①次回の諮問・答申は5年後が望ましい、②著しい経済・社会情勢の変化があった場合にはその都度、諮問がなされるべき、との2点の附帯意見があったことを踏まえ、概ね5年周期での諮問を原則としてきた。
- ・しかしながら、令和3年度答申において開催周期の妥当性についての附帯意見があったことから、今年度、審議会に諮問を行ったところである。
- ・第1回・第2回の審議会では、社会情勢の変化等を考慮すると5年周期は長すぎるのではないかと御意見の一方で、特別職の給与が毎年変わるのは違和感があるとの御意見もあった。
- ・市としては、審議会開催周期を定めている市の中では、5年に1度は最も長いこと、近年の物価高騰を始めとして社会の動きが早くなっていること等から、開催周期を一定程度短縮することが望ましいと考える。

【参考】他市の審議会開催周期等について

自治体名	開催周期の設定	期末手当支給月数 改定時の諮問
西東京市	5年	あり
八王子市	なし（近年は毎年度開催）	なし
立川市	3年	なし
武蔵野市	2年	なし
三鷹市	毎年度	なし
青梅市	毎年度（状況報告のため）	なし
府中市	2年	なし
昭島市	2年	なし
調布市	2年	なし
町田市	なし	なし
小金井市	なし	なし
小平市	なし	未定
日野市	なし	なし
東村山市	なし	あり
国分寺市	毎年度	あり
国立市	なし	あり
福生市	市長の在任中に最低一度	なし
狛江市	なし	あり
東大和市	なし	なし
清瀬市	なし	なし
東久留米市	市長の在任中に最低一度	なし
武蔵村山市	なし	なし
多摩市	4年	あり
稲城市	毎年度	あり
羽村市	4年	議員の期末手当のみ諮問
あきる野市	なし	なし

①開催周期の設定

なし 12市

あり 14市（5年：1市 4年：2市 3年：1市 2年：4市
毎年度：4市 その他：2市）

②期末手当改定時の諮問

あり：7市 なし：17市 その他：2市